

## 22．埋蔵文化財の委託調査に関すること

### 経緯

木曽圏域における埋蔵文化財の調査は、専門職員の確保、経費面の問題により平成3年度から木曽郡町村会に専門職員を配置し、広域的な対応が進められてきた。

平成11年度からは木曽広域連合の事務として位置づけられ、引き続き町村の埋蔵文化財調査指導業務等を受託し、広域事業として一定の成果を積み重ねてきた。

### 現状と課題

現在、木曽郡下における埋蔵文化財調査は、平成13年度からの継続事業として、木曽福島町及び三岳村の大型農業基盤整備事業等に起因する発掘調査と報告書の作成作業が進行中である。

また、平成16年度からは木曽福島町に加えて木祖村ならびに上松町で同様な発掘調査が複数の遺跡で予定されている。

今後も中期的に各町村において大型農業基盤整備事業等が計画されているなか、平成15年度からは、民間発掘調査機関の導入による業務遂行上の自立化と効率化を図っている。

町村合併後の体制整備の進展によっては、文化財の普及・公開や教育資源としての活用等を含めて、町村への業務移管を速やかに図ることが求められる。

また、今後の調査体制の基軸と位置づけている民間発掘調査機関の有効活用に向けた調査・研究(機関の選別、仕様や経費積算の標準化など)、業務監理体制の充実も残された課題といえる。

### 今後の方針

農業基盤整備や公共事業等が計画的かつ効率的に行われるよう、町村及び町村教育委員会、県教育委員会、地方事務所等の関連機関と密接に協議を重ねながら、委託調査事業を遅延させることなく続けられるよう努めると同時に、上記の現状と課題に基づく将来展望の上に立って、町村へのスムーズな業務移管を図る。

その手立てとして、試掘調査や小規模調査、それらに付随する協議・調整に対する連合の即応体制を当面維持しつつ、民間発掘調査機関の効果的な活用をなお一層進め、町村への業務移管後の体制を視野に入れながら、実績とノウハウの蓄積に努める。

### 施策

埋蔵文化財調査

- ・ 委託調査事業の円滑な実施

## 埋蔵文化財調査事業関係資料

### 資料1 <業務実績集計表>

年度	遺跡名	内 容	調査面積	成 果
H.11	吉野遺跡	本調査・報告書	38,400 m <sup>2</sup>	縄文・平安時代の集落跡を調査
	川端淵遺跡	本調査	1,500 m <sup>2</sup>	旧石器時代の遺物ブロックを調査
	大平遺跡	本調査	1,580 m <sup>2</sup>	平安時代の集落跡などを調査
	田光遺跡	本調査	1,771 m <sup>2</sup>	縄文・平安時代の集落跡を調査
	田光松原遺跡	本調査	6,504 m <sup>2</sup>	縄文の集落跡、落し穴などを調査
	大野遺跡	本調査	5,407 m <sup>2</sup>	縄文・平安時代の集落跡を調査
	宮の原遺跡	本調査	1,440 m <sup>2</sup>	中世の墓域などを調査
H.12	吉野遺跡ほか	報告書		調査報告書3冊作成
	山口村内	遺跡分布調査	村内全域	遺跡範囲確認と表面採集調査
	木祖村西山	遺跡分布調査	300,000 m <sup>2</sup>	遺跡踏査と表面採集調査
	宮の原遺跡	報告書		調査報告書の作成
H.13	島尻遺跡	本調査・報告書	5,400 m <sup>2</sup>	縄文・中世の調査と報告書の作成
	川合遺跡	本調査・報告書	8,000 m <sup>2</sup>	縄文・平安の調査と報告書の作成
	山口村	報告書		調査報告書の作成
	蒲原遺跡	試掘	20,812 m <sup>2</sup>	遺跡の範囲と分布密度の確認
	下在 遺跡	本調査・報告書	152 m <sup>2</sup>	縄文の包含層調査と報告書の作成
	清水遺跡	本調査・報告書	181 m <sup>2</sup>	縄文・平安の調査と報告書の作成
	大野遺跡	本調査・報告書	251 m <sup>2</sup>	平安の集落調査と報告書の作成
H.14	高山遺跡ほか	試掘	102,000 m <sup>2</sup>	遺跡の範囲と分布密度の確認
	雨池遺跡ほか	試掘	101,248 m <sup>2</sup>	遺跡の範囲と分布密度の確認
	板敷野遺跡	本調査・報告書	5,000 m <sup>2</sup>	縄文・平安の調査と報告書の作成
	小島遺跡	本調査	13,335 m <sup>2</sup>	縄文・平安時代の集落跡を調査
H.15	小島遺跡	報告書		調査報告書の作成
	溝口遺跡	本調査・報告書	2,300 m <sup>2</sup>	縄文の集落調査と報告書の作成

### 資料2 <年度ごとの事業体制推移>

年度	職員体制	備 考
H.11	3名(連合2)	(財)長野県埋蔵文化財センターから派遣職員1名を受入れ
H.12	4名(連合2)	(財)長野県埋蔵文化財センターから派遣職員2名を受入れ
H.13	3名(連合1)	(財)長野県埋蔵文化財センターから派遣職員2名を受入れ
H.14	1名	主な2事業を(財)長野県埋蔵文化財センターへ業務委託
H.15	1名	主な2事業を民間発掘調査機関へ業務委託
H.16	1名(予定)	主な事業を民間発掘調査機関へ業務委託(予定)

## 23. 地域情報ネットワークシステムの設置及び管理に関すること

### 経緯

木曽広域情報通信ネットワークは、平成 12 年度の総務省（旧郵政省）の広域的な地域情報通信ネットワーク基盤整備事業として調査、整備されたものである。

木曽地域の全町村役場と木曽広域連合事務局、木曽広域連合出先機関及び県事務所など地域の主要な施設間を光ファイバーケーブルで接続、時間・距離を克服し、行政サービスの質の向上・拡充を目指すものとして整備・運用され、その光ファイバー総敷設長は 52 km に及ぶ。

現在、広域幹線（光ファイバー）を利用した各種文書の配布、テレビ会議システムを利用した各町村部署での会議、各施設間の内線化及び TDM（交通需要マネジメント）の開設・利用をしている。

また、平成 14 年 3 月には、木曽広域ネットワークを塩尻市インターネット接続拠点と接続し、インターネット及び長野県行政ネットワークが高速で利用されている。

### 現状と課題

2006 年の長野県下テレビのデジタル化（地上波デジタル放送本格運用開始 2011 年 7 月）へ向け、現在、木曽広域 CATV 基本計画を策定し、その実現に向けて調査・検討を各地域の住民の声を基本としながら実施している。

また、平成 16 年度接続予定の LGWAN への参加など今後のネットワークの拡充に向けた調査・研究が必要とされる。

ホームページ木曽ネットは住民生活情報、産業、経済、観光情報、行政情報の受発信に活用され平成 14 年度には 146 千件/月の利用状況で、今後もホームページの拡充が望まれている。

### 今後の方針

今後、デジタル化とネットワーク化及び費用関係に関する住民周知等の実施、補助金の調査等を早期に実施、事業展開を図る必要がある。

事業は、最低 3 年間の継続事業となることが想定され、試験放送等を考えると、遅くとも 2009 年までには構築を考えていかななくてはならない。

### 施策

地域 LAN 構築と管理運営

- ・各種アプリケーションの開発、利用促進
- ・e - Japan 戦略を見据えながらの LGWAN の構築

木曽広域 CATV 整備計画の推進

ホームページ「木曽ネット」の拡充

- ・英字版、新鮮で充実した内容、学術的資源の発信などの拡充

## 説明資料

### LGWANの構築とは

地方自治体のコンピュータネットワークを相互接続した広域ネットワークで、都道府県、市区町村の庁内ネットワークが接続され、中央省庁の相互接続ネットワークである霞ヶ関WANに接続されます。

LGWANは、地方自治体間のコミュニケーションの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを旨とし、2001年に創設されました。2001年10月に都道府県・政令指定都市間の接続が実現し、2003年度末までにすべての市区町村が接続される予定である。

住民からの申請・届け出の受付や、公共施設の空き状況の確認・予約受付など、どの自治体でも必要となるネットワークアプリケーションについては、自治体が共同で費用を負担して開発し、LGWANを通して共同利用することで、経費を節減することが構想され、住民も自宅で各種申請、届け出ができるようになります。高速通信を基本とするこのLGWANには、広域幹線光通信網が不可欠です。郡内町村では、合併の枠組みを基本とし、代表町村によりLGWANに参加する予定です。

### テレビ地上波デジタル化とは

地上放送のデジタル化によって、日本の4,700万のほぼ全世界に普及している約1億台以上のテレビが、家庭における簡便なIT端末に変化し、家庭におけるIT革命が進んでいくと考えています。

具体的には、例えば、

- (1) 紀行情報番組で、気に入った温泉宿をクリックすると、インターネットに連動して予約するといったインターネットと連携したサービス
- (2) ハイビジョンなどの高品質な映像・音声サービス
- (3) セリフの速度が調節可能になるなど、お年寄りにやさしいサービス
- (4) 自動車等でクリアな映像が受信可能になるなど、安定した移動受信の実現
- (5) 電子自治体の動きと連動して、最寄りの市町村への様々な手続きや施設予約が可能になる といった様々なサービスが提供されるようになると考えられます。

このように、放送のデジタル化により、いわば今までの「見るテレビ」が「使うテレビ」になり、視聴者の方々は、多様なライフスタイルに合わせた利便性の高いサービスを楽しむことができます。

また、放送のデジタル化により、アナログ放送と比較して使用する周波数を大幅に削減でき、総合的な電波利用サービスの向上に寄与することも期待されています。

さらに、家庭におけるIT基盤の形成を通じて、情報家電産業の発展に寄与するほか、通信と放送の融合に対応した新しいサービスの発展をもたらす、経済社会の構造改革に貢献することが期待されています。

このように、地上放送のデジタル化は視聴者に大きなメリットをもたらすものであり、こうしたメリットを早期に実現するため、2003年に関東、近畿、中京の三大広域圏で、2006年にその他の地域で地上デジタル放送を開始するというスケジュールに基づいて取り組みを進めてきており、三大広域圏では既にその準備が始まっています。